令和4年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率をお知らせします。

普通会計のみならず、公営事業会計や一部事務組合・公社までを対象とし、自治体財政の全容をとらえようとする自治体財政健全化法は、自治体の破綻を未然に防ぐため財政状況の改善を強く促すのが目的で、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標)と、個々の公営企業に係る指標である資金不足比率は、監査委員の審査に付し、その意見を付けて、議会に報告し、かつ公表することとしております。

本町における令和4年度決算に係る健全化判断比率は、すべての指標で早期健全化基準を下回り、健全財政を確保しています。実質赤字比率、連結実質赤字比率に関しては、黒字のため該当しておらず、実質公債費比率は5.0パーセント、将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため算定されておりません。

資金不足比率については、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計とも資金 不足額はなく、資金不足比率に該当がありません。

この制度において、本町では、いずれの指標についても財政の健全性が確認されております。

今後も、住民の皆様に分かりやすい財政状況の開示に努めるとともに、安定した行政サービス 運営のため、強固な財政基盤を確立してまいります。

健全化判断比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に係る健全化判断比率をお知らせします。

記

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
_	_	5.0	-	
(14.29)	(19.29)	(25.0)	(350.0)	

()は令和4年度決算に係る早期健全化基準である。

資金不足比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に係る資金不足比率をお知らせします。

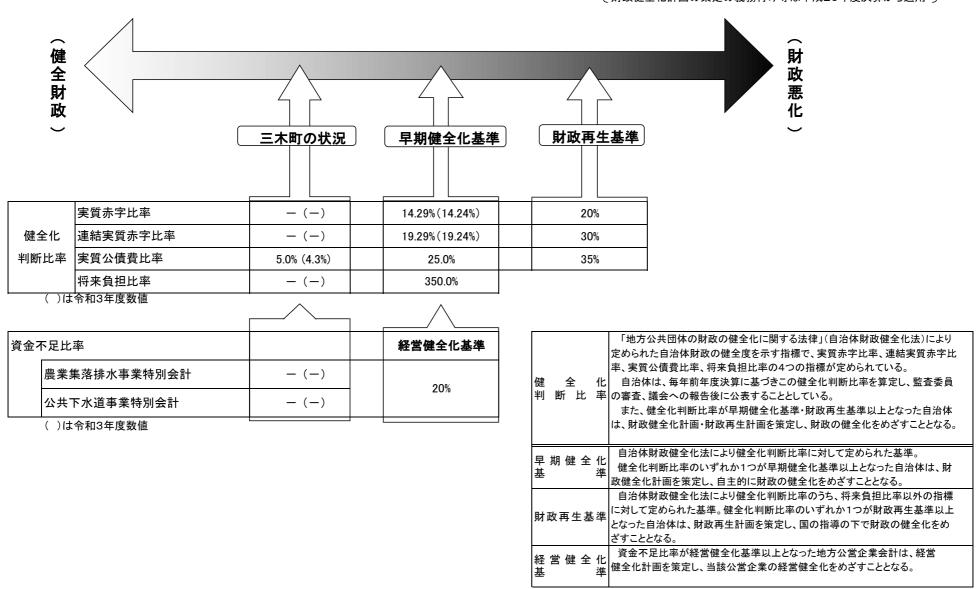
記

(単位:%)

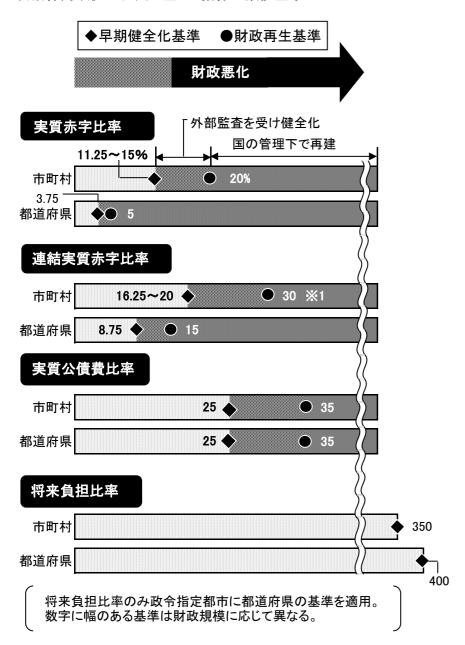
特別会計の名称	資金不足比率	備考
農業集落排水事業特別会計	-	
公共下水道事業特別会計	_	

各特別会計の経営健全化基準は20.0%である。

「指標の公表は平成19年度決算から、 財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用



自治体財政健全化法に基づく指標の数値基準



早期健全化・財政再生の基準

(単位:%)

		-	<u>(単位:%)</u>	
項目	基準	早期健全化 基準	財政再生 基準	
実質赤字	市町村	11.25~15	20	
比率	都道府県	3.75	5	
連結実質	市町村	16.25~20	30 ※1	
赤字比率 	都道府県	8.75	15	
実質公債 費比率 ※2	市町村・ 都道府県	25	35	
	市町村	350	-	
将来負担 比率	都道府県・ 政令指定都市	400	-	

※1 連結実質赤字比率は市町村のH20~21年度決算の破たん基準は 40%、H22年度は35%に緩和する経過措置を設ける。都道府県 についても同様に対応する。

※2 地方財政法に基づく実質公債費比率及び起債制限比率

実質公債費比率 -	18以上	起債許可団体 公債費負担適正化計画の作成
	25以上	起債制限 ただし、起債制限比率20未満の場 合は、例外措置あり

自治体財政健全化法に基づく指標の数値基準の範囲

舟	— 戊 >	1①. 一般会計		设会計	実質公債費比率
会 計 等		1②. 一般会計等に 属する特別会計		_	字比率率
公				① 国民健康保険事業	連
事	宮事	2. 一般会計等以外の 特別会計のうち公営		② 介護保険事業	結 実 準
公営事業会計		企業に係る特別会計 以外の特別会計		③ 後期高齢者医療事業	
青	計			④ 介護予防サービス事業	字 償 無
	公営企業	3. 公営企業に 係る会計	企業 用	_	312
	企業会	(地公企法を適用する事業 又は	法企非	① 下水道事業 (農業集落排水事業)	の対象会計でとに算定
	計	地財令第37条の事業)	業適 用	② 下水道事業 (公共下水道事業)	定率
		一部事務組合・広域連合		① 三木・長尾葬斎組合 ② 香川県東部清掃施設組合 ③ 香川県市町総合事務組合 ④ 香川県後期高齢者医療広 ⑤ さぬき市・三木町山林組合 ⑥ 東かがわ市外一市一町組 ⑦ 香川県広域水道企業団	5 5 域連合 6
		① 三木町土地開発公社 地方公社・第3セクター等 ② 公益財団法人 三木町文化振興財団 ③ 公益財団法人 三木町健康生きがい財団			